

大阪市建設局所管都市公園内
清涼飲料水自動販売機
設置事業者募集要項

令和 7 年 2 月
大阪市建設局

目 次

	ページ
1 公募物件の概要	1
2 応募資格要件	1
3 公募条件等	3
4 質疑書の提出及び回答	6
5 応募申込手続	7
6 価格提案書の提出及び審査	8
7 募集の進め方	11

[様式集]

応募申込書	(様式第 1 号)
誓約書	(様式第 2 号)
価格提案書	(様式第 3 号)
委任状	(様式第 4 号)
質疑書	(様式第 5 号)

大阪市建設局所管都市公園内清涼飲料水自動販売機 設置事業者募集要項

大阪市建設局（以下「本市」という。）が行う大阪市建設局所管都市公園内清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この**募集要項、別添の様式集等**をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

1 公募物件の概要

公園内の設置箇所については別図 1～5 参照。

物件 番号	所在地	設置場所		最大 許可面積	最大 設置台数	最低使用料 (年額・非課税)
1	中島公園内 (西淀川区中島 1 丁目)	①	グラウンド付近	2 m ²	1 台	1, 170, 000 円
		②	第 2 野球場付近	2 m ²	1 台	
2	本庄公園内 (北区本庄西 3－11)	南側入口付近		4 m ²	2 台	291, 685 円
3	浦江公園内 (北区大淀南 3－3)	北側入口付近		4 m ²	2 台	350, 810 円
4	下福島公園内 (福島区福島 4－1)	東側入口付近		4 m ²	2 台	629, 660 円
5	中之島公園内 (北区中之島 1 丁目)	①	天神橋下付近	4m ²	2 台	6, 001, 142円
		②	阪神高速付近	4m ²	2 台	
		③	難波橋付近	2m ²	1 台	
		④	なにわ橋駅 出入り口付近	4m ²	2 台	
		⑤	梅壇木橋付近	4m ²	2 台	

物件番号 1～5 について、それぞれ設置予定事業者を決定します。(希望物件の
みへの応募が可能です。)

2 応募資格要件

次の（１）（２）の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

（１）応募資格要件

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 清涼飲料水自動販売機の設置（自らが管理・運営するものに限る）業務について、3 年以上の実績を有している者であること。
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- ④ 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- ⑤ 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないこと。

- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者ではないこと。
- (2) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後に2年を経過した者を含む。）であること。
- ① 本市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- ② 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- ③ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定により本市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑤ 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者。
- ⑥ 本市が実施した清涼飲料水自動販売機設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行なった者。
- ⑦ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他使用人として使用した者。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2)暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3)暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1)自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2)暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3)前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5)事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する 者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 公募条件等

(1) 公園施設設置許可及び使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、大阪市建設局所管都市公園内で清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所として使用する部分について、都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の規定に基づき、公園施設設置許可申請を行い、公園施設設置許可（以下「設置許可」という。）を受けて使用します。

② 設置許可の期間

設置許可の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日とします。ただし、公用・公共用としての設置許可の必要性や設置事業者の使用状況等を勘案して支障がないと本市が判断する場合は、当初本市が設定した公募条件及び公園使用料（応募価格）を変更しないことを前提として、使用期間満了の30日前までに申請を行えば、次のとおり1回に限り更新を可能とする。

(ア) 物件番号1・5（中島公園、中之島公園）

初年度3年、更新1回3年、最長許可期間6年（令和13年3月31日まで）

(イ) 物件番号2・3・4（本庄公園、浦江公園及び下福島公園）

初年度3年、更新1回1年、最長許可期間4年（令和11年3月31日まで）

なお、更新しない場合は、設置許可期間終了の5カ月前までに書面にて報告意思表示してください。

③ 公園使用料

本市が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の提案価格をもって年額の公園使用料とします。公園使用料は年度毎に本市の発行する納入通知書により、本市が指定する期限までに全額納入してください。

※公園使用料額は、市公園条例の改正により変更となる場合があります、条例改正により提案価格が条例単価を下回った場合は条例単価が適用されます。

④ 設置台数及び設置位置

設置許可期間中に設置位置について公園管理上の支障が生じた場合には、移設を求めますので、その指示に従ってください。移設先については、協議事項とします。

また、設置許可期間中に、公園管理上の支障が生じた場合には、一部の本件自動販売機について撤去を求めることがありますので、その指示に従ってください。その場合の公園使用料については協議事項とします。

⑤ その他必要経費等

本件自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費及び電気設備工事費、維持

管理費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担となります。

また、電気料金は設置事業者の負担とし、直接電気事業者に契約申し込みを行い、電気使用料を支払ってください。

なお、やむを得ない理由がある場合を除き、原則公園施設の受電設備から電気供給を認めませんが、公園事務所と協議の上供給を受ける場合は、1台につき月額3,000円（税込み）の電気使用料を本市に支払ってください。当該電気使用料は本市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入してください。

⑥ 必須条件

本件自動販売機はそれぞれの設置箇所について、次のⅠ、Ⅱの条件をすべて満たすものとしてください。

Ⅰ 災害対応型（フリーベンド）であること

設置事業者は、災害時には避難者に対し自動販売機内の全ての在庫飲料を無償で提供すること。また、設置事業者への無償提供の指示等については、本市が別途行い、無償提供のための機械等の操作については、設置事業者が行うこと。

また、有事に備え、自動販売機内の在庫飲料の無償提供を行うための機械等の操作を円滑に行うことができるよう、設置事業者は定期的に当該自動販売機の保守点検等を実施しなければならない。

Ⅱ ユニバーサルデザイン（障がい者対応）であること

誰もが利用しやすいよう設置位置、設置方法等に十分配慮すること。

⑦ 売上報告書など本市から指示があれば速やかに提出しなければならない。

（2）設置許可上の制限

- ① 設置許可の条件を遵守し、公園使用料を確実に納付すること。
- ② 本要項2の（1）の③にかかる許認可等は、設置許可期間中、継続的に効力を有していること。
- ③ 本件自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。（公園利用者が多い時間帯は搬出入ができません）
- ⑤ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑥ 缶・ペットボトルなどリサイクル可能な密閉式容器での販売とすること。ただし、ビン類での販売は行わないこと。
- ⑦ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑧ 物件番号1・5（中島公園・中之島公園）については、本件自動販売機の側面・上面・裏面は無地とし、日本自動販売機工業会及び全国清涼飲料工業会の設定する「景観対応推奨カラー」に準じたものとし、本市の指示した色とすること。また、広告（飲料メーカー名含む。前面の商品名等（販売のため表示すべきもの）については、広告物と見なしません。）を掲示しないこと。

（3）維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など本件自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切かつ迅速に行うこと。
- ② 本件自動販売機に併設して、原則として本件自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置すること。
回収ボックスについては許可面積外での設置を可能とする。
回収ボックスのごみについては、設置事業者の責任において、最低週1回は適切に回収・処分するとともに、公園事務所から回収の要請があった時は、できるだけ

早期に回収すること。

なお、公園事務所より、設置した回収ボックスの撤去、再設置や複数個設置の要請があった場合はこれに従うこと。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 本件自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、地震やいたずら等による転倒防止等の安全策を講じること。なお、インターロッキング、タイル等へのアンカーボルトの打ち込み及び原状復旧については、事前に公園事務所と協議し、指示に従うこと。
- ⑤ 本件自動販売機には故障時等の連絡先を必ず明記し、本件自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において迅速かつ丁寧に対応すること。また、事故等が発生した場合は、公園事務所まで報告すること。
- ⑥ 天候や自然災害及び窃盗被害等による本件自動販売機の腐食・損傷等のリスクについては設置事業者の負担により対応すること。自動販売機に対する落書き及び破壊行為等を確認した場合には、警察及び公園事務所に届出を行い、差別落書きについては本市のマニュアル等に従い適切に対応を行うこと。その後、公園事務所の指示に従い、速やかに落書きの除去又は復旧を行うこと。

また、本件自動販売機の修理又は交換を行う際は、公園利用者等の不便とならないよう、公園事務所と協議の上、迅速に行うこと。

(4) 損害賠償

設置事業者は、本件自動販売機の設置及び管理にあたり本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任においてその損害を賠償すること。

(5) 設置工事施工にあたっての届出等

① 施行開始時

設置事業者が設置工事を行う際には、関係各庁の必要な手続きを行い、事前に公園事務所へ設置計画書及び施工図書等施工内容の分かる書類一式（様式任意）を提出し許可を受け、施工の際は公園事務所の指示に従うこと。

② 施行完了時

設置事業者は、設置工事が完了した後、速やかに公園事務所へ設置完了の報告を行うこと。確認については、申請時に提出いただく設置計画書及び施工図書等（様式自由）と照合し実施する。

なお、公園事務所職員の確認により、自動販売機の設置状況が、公園事務所の指示なく設計計画書及び設計図書等に記載の仕様と異なっていた場合や、施工上問題のあった場合は、是正を求めるので速やかに指示に従うこと。

また、工事施工に伴い自動販売機設置開始時期に遅れが生じた場合の損害は設置事業者が負担するものとし、本市は一切の賠償は行わない。

是正が完了しなければ、商品の販売を開始することはできない。

(6) 公園内の電気設備工事（配管・配線等）

公園内での電気設備工事については、電気設備に関する技術基準を定める省令、解釈（通商産業省）及び内線規程（社団法人日本電気協会）等の諸法令に基づき施工すること。

- ① 公園利用者の転倒や感電、ケーブルの切断等事故防止のため、電源ケーブル等が直触れることがないように被覆の上、固定する等の施工をすること。転がし配線は認めない。また、電源ケーブル等について、支柱部で露出する場合は金属配線管にて保護の上、金属バンドで固定すること。このほか地中埋設の場合はF E P管やP F管を使用し保護すること。
- ② 電線管の地中埋設深さは管底で地表下 700mm 以上とし、地表下 300mm のところには埋設標識シート（シングル）を布設すること。

- ③ 自動販売機用引込柱及び自販機本体にはD種設置を施すこと。
 - ④ 電源引込柱より負荷側は架空配線としないこと。
 - ⑤ 電源は、原則として、事業者において直接関西電力等電気事業者と契約し、単独で直接電源を引き込むこととし、やむを得ない理由がある場合を除き、原則公園施設の受電設備から電気供給を認めない。公園施設の受電装置から電気供給を受ける場合は、事前協議の上、本市の設備設置基準に基づいた設置工事を行うこと。
 - ⑥ 既存自販機について、物件番号5（中之島公園）①②は高圧キュービクルから、物件番号5③④⑤については既設分電盤から分岐しており、今回の設置についても、既存自販機同様、既設分電盤からの分岐を行うこと。本市との分岐から自動販売機までの間は地中埋設配管配線（GL-700 以上）とする。なお、施工に関しては本市の指示に従うこと。
 - ⑦ 引込柱または自動販売機に取り付けられる、コンセント及び電力メータは必ずボックス内に収めることとし、取付け位置は公園利用者が容易に触れない高さ（GL2.5m 以上）に設置すること。また、ボックスは鍵取付け可能なものとする。
- 引込柱に分電盤等を設置する場合は、盤等の下部が自動販売機設置前地面の高さから2.5m以上の高さになるよう設置するなどの措置を講じること。

（7）公園事務所との協議事項

設置事業者は、次の項目について公園事務所と協議し、その指示に従うこと。

- ① 使用済容器・ごみの回収に関する事項。
- ② 本件自動販売機の設置及び商品補充方法等に関する事項。（協議の結果、設置台数及び設置場所について、変更を求めることがあります。）
- ③ 本件自動販売機の利用者からの苦情、トラブル等の処理に関する事項。
- ④ 事故処理の報告等及び警察等関係先への連絡体制に関する事項。
- ⑤ 災害時（フリーベンド）の飲料無償提供方法に関する事項。
- ⑥ 光熱水費の支払い方法に関する事項。
- ⑦ その他協議が必要な事項。

（8）原状回復、設置物の承継

- ① 設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、設置事業者の負担により、速やかに原状回復すること。ただし、本市が特に承認した場合はこの限りではない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市に請求することはできない。また、原状回復時には公園事務所職員の立会により確認、検査を受けること。

- ② 原状回復については、前号の取扱いを基本とするが、設置物について、現事業者及び次の事業者の交渉により次の事業者へ承継することを妨げない。

なお、その場合の設置物の継承及びそれに要する費用については事業者間での協議のもと決定することとし、継承した設置物については、次の事業者が維持管理および設置前への原状回復費用を負担すること。また、これらの維持管理に関して、引継ぎ事業者間での覚書を3通作成し、うち1通を公園事務所へ提出すること。

※ただし、物件番号2～4については、令和6年6月をもって前設置事業者による物件設置を終了していることから、すでに原状回復されていることに留意すること。

（9）その他

本要項に定めのない事項又は施工に関して本市が認めるやむを得ない事由により支障が生じた場合は、公園事務所と設置事業者が協議し、これを取り決める。

4 質疑書の提出及び回答

質問がある場合は、受付期間内に必ず質疑書（様式第6号）に質問の要旨を簡潔に

まとめ、電子メールで送信してください。送信後、下記へ電話連絡し、到着の有無を必ず確認してください。

なお、質問はこれ以降、応募の手続方法に関するものを除き、受け付けません。

(1) 受付期間

令和7年2月14日（金）から令和7年2月21日（金）午後5時必着

(2) 提出先

大阪市建設局公園緑化部調整課企画運営担当

電子メールアドレス：la0149@city.osaka.lg.jp

電話：06-6615-6759

(3) 質疑に対する回答

質問に対する回答書は、令和7年3月10日（月）を目途に、大阪市ホームページ上に掲載します。この回答書は、本要項と同様の効力を有します。

なお、意見の表明と解されるものについては回答しないことがあります。

5 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和7年3月10日（月）から令和7年3月14日（金）

受付時間：午前9時30分から正午・午後1時から午後5時

なお、提出期限を経過した後は、受け付けません。また、提出期限後の応募書類の変更及び追加は認めません。

(2) 提出先及び方法

提出書類は封筒に入れて密封し、封皮に法人名称又は商号及び募集案件名称を記載のうえ、必ず下記まで持参してください。郵送された提出書類は、受け取りをいたしません。なお、提出の際には、書類の欠如・記載漏れ等がないか必ず確認しておいてください。

提出先：大阪市建設局公園緑化部調整課企画運営担当

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟4階

(3) 提出書類（各1部にて複数物件応募可）

① 応募申込書（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

③ 印鑑証明書（個人の場合は印鑑登録証明書）（申請日前3か月以内に交付されたもの）

④ 法人の場合は登記事項証明書又は履歴事項全部証明書

個人の場合は住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書

※③④については、いずれも発行後3か月以内の原本に限ります。

⑤ 定款又は寄付行為（直近のもの）

⑥ 国税の納税証明書（その3）及び大阪市税（個人又は法人等の市民税、固定資産税、都市計画税〔土地・建物〕）の未納の税額がないことの証明書

※いずれも直近の原本に限ります。

⑦ 事業概要

〈法人名義で応募する場合〉

（ア）会社概要

（イ）直近3年間の貸借対照表、損益計算書

〈個人名義で応募する場合〉

（ア）創業日、事業内容、実績等がわかるもの

（イ）令和5年分の所得税確定申告書の写し

⑧ 本要項2の（1）の③にかかる許認可等の免許証の写し

(4) 提出書類の返却・不備

提出書類等に不備があった場合は受付を行わず、全書類をお返しいたします。また、提出書類に不足があり、再度ご持参いただく場合でも、提出期限を経過していれば、受け付けいたしませんのでご注意ください。

(5) 応募資格審査

提出書類の内容によって、応募資格の可否について本市で判断のうえ、後日、応募者あて連絡いたします。

6 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

令和7年3月19日(水) 審査 (開札) 時間 午後2時30分

(開場は、午後2時00分とします)

※上記の時間をもって価格提案書の受付を締め切り、審査を行いません。なお、締切後の受付は一切行ないませんのでご注意ください。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市建設局入札室

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

① 価格提案書(様式第3号)※申込物件ごとに作成してください。

② 委任状(代理人により応募する場合・様式第4号)

③ 印鑑(代理人により応募する場合は代理人の印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、入札箱に投函してください。

② 応募は、代理人に行なわせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は各公園ごとに年額公園使用料を記入してください。

(6) 価格提案書の書き換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

① 価格提案審査は、価格提案書の投函締め切り後直ちに応募資格者立会いのもとで実施します。

② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わない場合は、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅参した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

① 最低使用料を下回る価格によるもの。

② 応募参加資格の無い者が価格提案したもの又は権原を有する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

③ 指定の日時までに提出しなかったもの。

④ 応募資格者の記名押印がないもの。

⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案したもの。

- ⑥ 同一物件について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
 - ⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人の双方がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
 - ⑧ 他の応募資格者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として価格提案したときにはその全部のもの。
 - ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
 - ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
 - ⑪ 価格提案審査に関し、不正な行為を行なった者がしたもの。
 - ⑫ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。
- (9) 自動販売機設置予定事業者の決定
 物件番号1～5について、それぞれ設置予定事業者を決定します。(希望物件のみへの応募が可能です。)
 設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者としします。
 なお、設置予定事業者に決定した事業者に対して価格提案審査終了後、引き続き設置許可手続きの説明を行ないます。
- (10) くじによる設置予定事業者の決定
 ① 最高となるべき同額の価格提案書を投函した者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。
 ② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定します。
- (11) 次点者の取扱い
 設置予定事業者の決定後、設置許可日までにその事業者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて決定する場合があります。なお、次点者は本市が設定する最低公園使用料以上の有効な価格提案を行った者としします。
- (12) 審査結果の公表
 審査結果については、本市のホームページに応札金額及び事業者名、法人・個人の区分を掲載します。
- (13) 設置許可申請の手続き
 設置予定事業者に決定した者は、**令和7年3月24日（月）**までに設置許可申請を行なわなければなりません。
 なお、設置許可申請及び設置許可の交付は、応募申込書に記載された名義で行ないます。
- (14) 設置予定事業者の決定の取り消し
 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。
 なお、設置許可日までに設置予定事業者が応募資格を有しないことが判明した場合や本要項に定める条件による設置ができなくなった場合は、設置予定事業者としての決定を取り消し、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。
 ① 正当な理由なくして、指定する期日までに設置許可の手続きに応じなかった場合。
 ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
 ③ その他設置予定事業者が設置許可の相手方として不適当と認められる場合。
- (15) その他
 ① 設置許可の手続き及び本件自動販売機の設置、移設及び撤去に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。
 ② 本業務に関わって本市に提出された文書は、本市が所有する公文書として情報公開の対象となります。

◎募集に関する問い合わせ先

大阪市建設局公園緑化部調整課(企画運営担当)

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル1TM棟4階

電話：06-6615-6759

募集の進め方

